

## 情報開示・発信基盤に関する論点等

神奈川県NPO協働推進課

杉野 信一郎

### 1 市民が求める情報

#### ①社会の課題解決のために頑張っている団体かどうか(団体の活動に関する情報)

寄附や活動への参加等何らかの支援対象とする価値がある団体かどうか

#### ②信頼できる団体かどうか(団体の運営に関する情報)

当該団体の活動に安心して寄附や参加ができる団体かどうか

- ・ ①に関しては、行政が法令等に基づき収集する基礎情報だけではわからない。民間DB等が収集する情報や団体自身が発信する情報、市民からの評価情報が重要。
- ・ ②に関しては、団体側からの自発的な情報発信があまり期待できない。行政が法令に基づき収集する情報が重要。

### 2 情報開示に係る現状と課題

#### (1) 情報の密度・わかりやすさ

事業報告書や収支計算書の記載の形式や密度は法人によりまちまち。本県では、記載例を示して、原則として定款に掲げた事業に沿って事業費を記載するよう案内しているが、必ずしも守られておらず、活動の実態はつかみづらい。

#### (2) 情報の信頼性

情報の信頼性は、閲覧書類等による市民の監視と法人の説明責任により担保することとしている。そのため、データ間の齟齬など報告内容に誤りがある場合でも、法人認証に関する事項や明らかな誤り以外は、行政による補正は行わず、団体の報告をそのまま受理し閲覧に供している。

#### (3) 情報の適時性(更新)

行政が提供する情報は、法令に基づく定期報告が基本である。更新の遅れが指摘されるが、主因は、法人からの報告提出の遅れである。

法人の報告書等の未提出の状況も「情報」としてWEB上で掲示することも一案。

(参考：神奈川県の事業報告書等の提出率(市移譲分を除く。))

- ・ 平成22年11月末現在87.1% (平成21年9月決算から平成22年8月決算分。提出期限が到来している877法人のうち764法人が提出済)
- ・ 全法人の約8割を占める平成22年3月決算分の推移  
提出期限である平成22年6月末現在56.3%→9月末現在75.5%→10月督促状1回目発送、11月電話督促→11月末現在87.7%→12月督促状2回目発送→1/7現在92.4%

(4) 情報の比較困難性

行政への報告書は、電子申請の場合も含めて、定型データ化されていないため、そのままでは団体間での比較や検索のデータとして活用することが難しい。

(5) 情報の流通性

法令に基づく報告書等の閲覧資料のインターネット開示は、全ての所轄庁で実施されているわけではなく、されていても基本的に紙ベースであるため、比較や検索等が可能なデータとして活用できない。そのため、各DB運営主体等がこれらの情報を利用する際には、PDFデータを参照して再入力する必要があるなど、情報の流通性に大きな支障となっている。

(6) 情報入力等のコスト

前項のデータ再入力の手間に加えて、個々のNPO法人も各種DB管理者からの重複した調査等への対応を求められるといった負担も発生している。（白井委員発言から）

(7) 開示に向けた法人の意識

全ての法人が積極的に開示したいと考えていない。また、法人所在地、役員・社員名簿上の住所を公開したくないと考える法人もあり、現状ではHPで名簿を公開していない（所在地は公開をお願いしている）。

開示を促進するための対策としては、次のことが考えられる。

- ① 開示のメリットを見出す（PR、寄附等に結びつけるものとする）。
  - ・ 法人HPとのリンク
  - ・ 検索機能の向上（県民からのアクセス増）
- ② 各種DBで公開すべき内容を整理し、法によりその根拠を明らかにする。

### 3 新しい「NPO法人会計基準」について

(1) 新しい「NPO法人会計基準」に対する現状の取扱い

新しい「NPO法人会計基準」の取扱いについては、各所轄庁で情報交換を行っているところであるが、必ずしも統一された取扱いとはなっていない。

本県では、特例条例により認証事務を移譲している県内3市と打合せを行い、当面次のとおり取り扱うこととしているが、各所轄庁で統一的な取扱いをするためには、法令上での位置付けが必要である。

- ・ 活動計算書の提出があった場合、活動計算書がNPO法上の収支計算書であることの注記があれば受理する。
- ・ 貸借対照表や財産目録を、特定非営利活動に係る事業とその他の事業で区分して作成していない場合は、区別して作成し、提出するよう指導する。

(2) 新しい「NPO法人会計基準」を法定化する際の留意事項

- ・ 事業内訳の記載  
活動計算書の事業費については、事業別の内訳は必要に応じて注記するに留められているが、事業別の内訳は、NPO法人の活動の実態をわかりやすく示す上で必

要な情報である。定款で定めた事業別の内訳も記載するよう改める必要がある。

- ・ 統一的な会計基準の導入は、閲覧者にとっては比較対照が容易になるなどのメリットがある。しかし、各種補助金等を受けて事業を行い他の会計基準を使用する必要がある法人にとっては、複数作成することとなり、新しい「NPO法人会計基準」に統一することは難しい。

#### 4 共通化すべき情報の範囲

- ・ 行政が一律に収集する情報と中間支援団体がフォーマットにより収集する情報は、太枠の範囲であるとする。

	基本情報 (義務的開示情報)	付加情報 (任意的開示情報)	
		一律収集	一律収集
	自発的収集		
	〈認定NPO法人など 税控除を受ける団体〉		
	↓		↓
効果	NPO 法人制度への 信頼向上		寄附の拡充

#### 5 データベースサイト等のアクセス数

別紙2のとおり

#### 6 本県の取組において、好評を得ていること、苦労していること、その克服方法

- ・ 事業報告書等を見たい県民の方がHPで見ることができ、県民の方の利便性の向上に役立っている。
- ・ 2(3)のとおり事業報告書等の提出期限に遅れる法人が約半数と多く、提出を促すための事務(督促状の発送(2回)、電話督促(1回)、裁判所への過料事件通知)が大きな負担となっている。

## 7 情報開示・発信基盤の整備に向けた方向性に関する意見

### (1) NPOが行う情報開示・発信の意義

特定非営利活動促進法の特色は、市民の自由な社会貢献活動を担保するため、所轄庁の監督は限定的なものとし、情報公開によって当該法人の活動に対する判断を市民に委ねる点にある。したがって、市民にわかりやすい情報開示を行うことは、「新しい公共」の担い手であるNPO法人が果たすべき最低限の責任であるという観点から、しっかりとした情報開示の仕組みを検討すべきと考える。

### (2) NPOが開示・発信する情報の階層と共通データ化の範囲

#### ア 情報の階層

##### ①行政が収集・開示する基礎情報

###### ・ 法に基づく義務的情報

現在の特定非営利活動促進法に基づく書類（定款、役員名簿、設立趣意書、登記に関する書類、社員のうち10人以上の者の名簿、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等）  
\*事業報告書等については、過去3年分  
認定に必要な書類（役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程、助成金の支給に関して国税庁に提出した書類、海外への送金等に関して国税庁に提出した書類、収入の明細などに関する書類、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類等）  
\*認定NPOの場合

###### ・ 任意情報

報告が軽易で、行政が一律収集したほうが効率的なNPO法人の基本的情報（連絡先、URL、会員数（社員総数）、事務局体制等）

\* 社員総数については、総会の成立を判定する要件であるため、報告を義務化すること  
を検討してよいのではないかと。

###### ・ 監督・指導に関する公開情報

##### ②民間DBが収集する付加情報

- ・ NPO法人の詳細な活動内容、活動実績、関係団体に関する情報等
- ・ NPO法人以外の任意団体に関する情報

##### ③NPO法人自身が発信する情報

- ・ 発信者自身が自由に発信するPR情報、各種募集情報等

#### イ 共通データ化の範囲

##### ①行政が収集・開示する基礎情報のうち、市民が団体及びその活動の概要を把握する上で必要性が高いと考えられる基本的な項目

- ・ 法人の概要に関する項目……法人名称、所在地、代表者の氏名、電話番号、法人設立登記年月日、目的、活動分野、会員数（社員総数）、事務局体制（職員数（有給・無給別、常勤・非常勤別））
- ・ 事業等の概要に関する項目…当期収入合計、入会金・会費収入、事業収入、寄附金、助成金、特定非営利活動に関する主な事

業の事業名(定款上の事業名)、分野、事業概要、  
事業費、その他事業の事業費、管理費

これらは、各所轄庁による円滑な収集を可能とするため、法令上の報告様式として定めることが適当と考える。(別紙1参照)

②民間DBが収集する付加情報のうち、市民が参加や寄附等の対象として各種民間DBを検索する際に必要性が高いと考えられる付加的な項目  
具体的には、主要な民間DB運営主体間で協議の上、データの共通フォーマット化を図ることが適当と考える。

(3) 行政が収集する情報の開示・発信基盤を整備する際の留意事項

- ・ 実効性・正確性の確保、インターネットを利用していない法人への対応、法人・行政の事務負担の軽減、個人情報への取扱い等が課題。
- ・ 実効性については、①行政がデータベースによる情報管理とHPによる公開を行うこと、②法人がデータ入力し、行政に情報提供することを法に規定し、義務付けることにより担保する。
- ・ 正確性については、法人への情報提供の義務付け、市民による監視(法人の説明責任)により担保。また、明らかな誤りなどについては、法人の了解(責任)のもと行政が修正可能とする。
- ・ インターネットを利用していない法人についても、データ入力を法により義務付けることで実効性を担保(行政による入力事務負担が膨大であり困難)。
- ・ 入力項目は簡潔にし、法人の負担を軽減。必須項目に入力がない場合は送信できない、入力した内容については法人が責任を負うことにより行政の事務負担を軽減。
- ・ 個人情報が記載された役員名簿・社員名簿の扱い(住所・居所等の公開)の整理。

## 8 情報開示の視点

### 情報開示は市民目線で!

情報開示のあり方を考えるに際しては、情報を提供するNPO側からの視点(負担軽減等)も必要だが、NPOに対する信頼性向上を図るためには、市民目線で考えることが最重要。

法人及び事業の概要報告書 (\*印の項目は必須項目)  
(イメージ)

報告年月日\*: 平成99年99月99日

1 法人の概要

■ 法人・団体名称 \*

■ 法人・団体名称 (カナ) \*

■ 主たる事務所の所在地 \*

■ 代表者氏名 \*

■ 公開用電話番号  ■ ファクス

■ 法人設立登記年月日 \*  ■ 変更登記年月日 (最新) \*

■ 定款に記載された目的 \*

■ 活動分野 \*  
保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり  
学術・文化・芸術・スポーツ 環境の保全 災害救援  
地域安全 人権・平和 国際協力  
男女共同参画社会 子どもの健全育成 情報化社会  
科学技術の振興 経済活動の活性化 職業能力・雇用機会  
消費者の保護 連絡・助言・援助

■ 会員数(社員総数) \*  名

■ 事務局体制 有給常勤  名 有給非常勤  名 無給常勤  名 無給非常勤  名

■ ホームページ: <http://www.xxx.or.jp/> メールアドレス: [xxxx@xxx.xxx.or.jp](mailto:xxxx@xxx.xxx.or.jp)

2 事業の概要

■ 事業年度 \*  ~

収入	当期収入合計*	入会金・会費収入*	事業収入*	寄附金*	助成金*	その他*
	999,999,999	999,999,999	999,999,999	999,999,999	999,999,999	999,999,999

■ 支出 (特定非営利活動に係る事業会計(事業費の大きいもの上位3つまで記載))

	定款上の事業名*	分野*	事業の概要*	事業費*
1	○○○○○○○に関する事業	9	.....	999,999,999
2	○○○○○○○に関する事業	9	.....	999,999,999
3	○○○○○○○に関する事業	9	.....	999,999,999
●	管理費*		.....	999,999,999

■ 支出 (その他の事業会計)

●	事業費*	.....	999,999,999
●	管理費*	.....	999,999,999

電子届出によらない場合も、本様式のみはWEB入力した上プリントアウトし、他の報告書類とともに提出する。

平成22年12月31日現在

特定非営利活動法人 閲覧・縦覧集計

1、ホームページ

①NPO法人最新の事業報告書公開 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0223/npo-etsuran/index.html>  
 2006年度3月1日より、各法人の最新の事業報告書及び定款を公開しました。

トップページアクセス数 (単位：アクセス数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
2006年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1331	1331
2007年	1178	1386	1567	1234	1116	1082	1061	1454	955	1256	1283	1241	14813
2008年	1051	1286	1545	1287	1242	1114	1709	1189	1067	1189	1088	1226	14993
2009年	1320	1708	2006	1626	1397	1339	1368	1488	1179	1377	1364	1576	17748
2010年	1638	1543	1898	1570	1345	1172	1400	1218	1120	/	/	/	12904

※ホームページはコンピューターへのアクセス数のため、閲覧人数ではありません。しかし、閲覧人数に近い数字であると思われます。

②神奈川県内のみに事務所を置く法人名簿 (Excel形式)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0223/houjin/meibo.xls>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
2006年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1280	1215	2495
2007年	993	1186	1013	874	880	890	840	1022	726	987	909	868	11188
2008年	458	694	707	682	669	672	682	577	521	649	605	782	7698
2009年	794	874	891	788	733	789	854	699	638	826	782	981	9649
2010年	1184	1370	1876	1023	993	816	883	961	831	/	/	/	9937

③NPO法人の縦覧書類の公開 (2007年11月開始)

[http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0223/npo\\_jyuran/index.html](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0223/npo_jyuran/index.html)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
2006年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
2007年	/	/	/	/	/	/	/	723	592	739	647	674	3375
2008年	588	684	771	808	751	622	645	658	767	813	801	814	8722
2009年	720	838	845	970	784	826	869	798	592	810	729	823	9604
2010年	812	716	600	619	644	667	803	760	607	/	/	/	6228

